※介護予防・日常生活支援総合事業分については、様式名は異なるが、介護給付分と見方は同様となります。

介護保険審査増減単位数通知書

事業所番号	3070000000

平成２９年４月審査分

平成２９年５月２６日

１ 頁

和歌山県国民健康保険団体連合会
和歌山県介護給付費等審査委員会

事業所名	□□介護事業所

保険者番号	被保険者番号 被保険者氏名	サービス提供年月	サービス種類コード	サービス項目コード	増減単位数	事由	内容	連絡事項
300000	0000000001 ｶｲｺﾞ　ﾀﾛｳ	H29.3	15	5301	-4,924	A	給付管理票に実績が記載されていないもの 確定単位数（　　0単）請求単位数（　4,924単）	減点①
300000	0000000002 ｶｲｺﾞ　ｼﾞﾛｳ	H29.3	16	5605	-1,088	B	給付管理票の実績を超えるもの 確定単位数（　5,427単）請求単位数（　6,515単）	減点②

「サービス提供年月」
減点（または増点）となった請求明細書等のサービス提供年月が表示されます。

「サービス種類コード」「サービス項目コード」
減点（または増点）となった請求明細書等の該当のサービスコードが表示されます。

「内容」
減点（または増点）となった請求明細書等の減点（または増点）内容が表示されます。
上段に減点（または増点）の事由、下段に「確定単位数」（実際に支払される単位数）と「請求単位数」（請求明細書に記載されている請求単位数）が表示されます。

減点①
給付管理票は提出されているが、その中に該当のサービス事業所の該当サービスの実績（計画単位数）が入力（記載）されていない場合、請求単位数すべてが減点となります。
減点②
提出されている給付管理票の計画単位数が、請求明細書の請求単位数よりも少なかった場合、確定単位数は給付管理票の計画単位数と同じ単位数になります。

→対応方法
給付管理票が誤っている場合、居宅介護支援事業所又は地域包括支援センターに給付管理票の修正を依頼します。給付管理票が正しく修正されれば、修正された年月の審査分で減単位されていた金額がサービス事業所に支払われます。

○事由記号の内容

上限審査分		出来高分	
記号	内容	記号	内容
A	給付管理票に実績が記載されていないもの	C	適応と認められないもの
		D	過剰と認められるもの
		E	重複と認められるもの
B	給付管理票の実績を超えるもの	F	担当規程に反するもの
		G	前記の外、不適当、不必要と認められるもの